

別表

購入に係る補聴器助成基準

名 称	1 台当たりの基準額 (円)	基準額に含まれるもの
軽度・中等度難聴用 耳かけ型	43, 900	補聴器本体 電池
骨導式ポケット型	70, 100	補聴器本体 電池
骨導式眼鏡型	120, 000	骨導レシーバー又は ヘッドバンド

備考

- 1 購入した補聴器の種類に応じて、上記基準額に対する3分の2に相当する額（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。
- 2 イヤーモールドを必要とする場合は、厚生労働省告示の表に掲げる交換の額の範
基準額に必要な額を加算することとする。